

付託議案の取り扱いに関する理事会決定事項

1. 修正案等について

3 月 4 日（水）の全体会で決定した、修正案等の提出期限について、「全体会での質疑を行う 3 月 18 日（水）の午後 5 時まで、あるいは、同日最後に散会する会議の散会時刻が午後 4 時を過ぎた場合は、その会議の散会后 1 時間以内」と変更する。